

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | Connected Industries に向けた IT 投資の抜本強化 |
| 2 | 対象税目 | (法人税:義、所得税:外)(国税4) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税8) 【新設】・拡充・延長】 |
| 3 | 租税特別措置等の内容 | 《内容》 第四次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、協調領域における連携や生産管理システム等の高度化によるデータ利活用の取組、また、それらに不可欠な高レベルのサイバーセキュリティ対策に必要なシステムの構築やサービスの利用促進に向けた税制措置を講じる。 《関係条項》 — |
| 4 | 担当部局 | 情報流通行政局 サイバーセキュリティ課 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 30~31 年度 |
| 6 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | — |
| 7 | 適用又は延長期間 | 2年間 |
| 8 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「Society5.0(超スマート社会)」の実現に向けては、様々なつながり・融合により新たな付加価値やビジネスモデルを創出する「Connected Industries」の促進が重要である。 (「Connected Industries」とは、データを介して、企業、消費者などが連携し、新たな付加価値を生み出す産業のあり方のこと。) 特に、第四次産業革命により、IoT やビッグデータ、人工知能などの新技術が実用フェーズに入っている中、付加価値の源泉となっている「データ」をこれまでにない形で生み出し組み合わせるなど高度利活用したり、他の企業と共有・連携させたりすることで、新たな付加価値を創出する取組を進め、更なる産業競争力の強化を図っていく必要がある。 あわせて、データ同士が企業などこれまでの枠を超えてつながることによって増大するサイバー攻撃の脅威に対応するため、様々なサイバー攻撃に耐えうる質の高いセキュリティシステムの構築に必要な設備等、更なるセキュリティ対策の導入も促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ＜官民データ利活用基本法 第 15 条＞ 国は、多様な分野における横断的な官民データ活用による新たなサービスの開発等に資するため、国、地方公共団体及び事業者の情報システムの相互の連携を確保するための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> |

| | | | |
|---|------|---------------------|--|
| | | | <p><サイバーセキュリティ基本法 第4条> 国は、前条の基本理念にのっとり、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業のレガシーシステム更新等を通じたデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 IoT の進展等に伴い、データ量が爆発的に増大する中、豊富なデータを単に生み出し管理するだけではなく、データやシステムを整理・統合し、他者と共有したりすることで、新たな事業領域や付加価値を見いだしていくことが、企業の競争力を向上させるための必要な要件になっている。</p> <p>他方で、ユーザー企業は、新しい IT 投資の持つリスクやセキュリティ面での懸念などから、自社内のサーバ上に構築された融通の利かない企業独自のシステム、いわゆるレガシーシステムから脱却できず、データの連携・高度利活用が進まない状況にある。</p> <p>こうした中、新商品開発、新事業展開、売上高向上等に向けて、クラウド・フォグ等の技術の活用による社内外のシステム・データ連携を進め、データの高度利活用による新たな事業領域や付加価値の創出を狙う事業を支援することは、企業の「Connected Industries」を促進し、企業や産業界全体の競争力強化に寄与するものである。</p> <p>また、「Connected Industries」の取組により様々なものが「つながる」と、1社サイバー攻撃を受けるだけでサプライチェーン全体に広がる懸念が増すことになるため、企業間の取引においても、サイバーセキュリティに関する要求が取引条件として求められている状況にある。しかしながら、セキュリティサービスの導入はコスト等が原因で進んでおらず、また、サイバーセキュリティ製品の効果的な活用もできていないことが課題となっている。こうしたことから、一定レベル以上のセキュリティ要件を課すことや質の高いセキュリティシステム構築を支援することは「つながる」ことの安全性をより一層高め、上記の取組と両輪の関係で、「Connected Industries」を促進することになる。</p> <p>以上の取組により、第四次産業革命における産業界の競争力強化を進め、閉鎖的なデータ活用の文化を打破していく。</p> |
| 9 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p><適用見込み数> 平成 30 年度 2,200 件 平成 31 年度 2,200 件</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--------------------|----------------------|---|------|-------|------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | | ② 減収額 | <p><減収見込み額></p> <p>平成 30 年度 26,092 百万円(国税) 11,356 百万円(地方税)</p> <p>平成 31 年度 26,092 百万円(国税) 11,356 百万円(地方税)</p> | | | | | | | | |
| | | ③ 効果・税収減是認効果 | <p>《効果》</p> <p>日本は米国に比べ、データの利活用が遅れている状況にある。例えば、「産業データ」については、積極的に活用している日本企業は 16.4%である一方、積極的に活用している米国企業は 41.0%になっている。今後、データが競争力の源泉となっていく中、本措置により、企業のデータ利活用を強力に支援し、「Connected Industries」を実現することは非常に重要である。</p> <p>～参考:「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」(H29 総務省)</p> <p>○「産業データ」を既に積極的に活用している企業の割合</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>日本企業</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>米国企業</td> <td>41.0%</td> </tr> <tr> <td>イギリス企業</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ企業</td> <td>31.7%</td> </tr> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・更新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産業競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「コストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリティ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進効果が見込まれる。</p> | 日本企業 | 16.4% | 米国企業 | 41.0% | イギリス企業 | 34.3% | ドイツ企業 | 31.7% |
| 日本企業 | 16.4% | | | | | | | | | | |
| 米国企業 | 41.0% | | | | | | | | | | |
| イギリス企業 | 34.3% | | | | | | | | | | |
| ドイツ企業 | 31.7% | | | | | | | | | | |
| 10 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。 | | | | | | | | |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — | | | | | | | | |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間連携を進めていくことは、ITにより遠隔地同士を結ぶなど、これまでにない形で地方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や企業の競争力強化に寄与するものである。本措置は、こうした地域経済の発展につながることから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用することが相当である。 | | | | | | | | |
| 11 | 有識者の見解 | | — | | | | | | | | |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — | | | | | | | | |